

## 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度をご利用ください

社会福祉法人が提供する一部のサービスの一部負担額並びに食費および居住費(滞在費)が軽減されます。制度の利用を希望する方は下記までお問い合わせください。

- 対象者／尾花沢市介護保険の被保険者で、収入や利用料負担等を勘案し、生計困難であると認められ、次の要件を全て満たす方。
- ①世帯全員が市民税非課税
  - ②年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が一人増えるごとに50万円加算)以下。
  - ③預貯金等が単身世帯で350万円(世帯員が一人増えるごとに100万円加算)以下。
  - ④日常生活にあてる資産以外に活用できる資産がない。
  - ⑤負担能力のある親族などに扶養されていない。
  - ⑥介護保険料の滞納がない。

☎福祉課 介護福祉係【内線161】

## 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料について

### ◆国民健康保険税・後期高齢者医療保険料◆

低所得世帯に対する軽減について、令和3年度より給与所得と公的年金所得の算定方法が変更になったことに伴い、軽減割合の判定方法が変更になっております。詳細は、市HPまたは、決定通知書および同封するリーフレットをご確認ください。所得割の税率と、均等割額、平等割額(国民健康保険税のみ)に変更はありません。

### ◆介護保険料◆

介護保険料の第7～10段階について、下記のとおり対象者の所得要件が変更となります。第1～6段階は変更ありません。また、各段階の年間保険料に変更はありません。

段階	対象者区分	年間保険料
第7段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が <b>120万円以上210万円未満</b> (変更前：120万円以上200万円未満)	85,176円
第8段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が <b>210万円以上320万円未満</b> (変更前：200万円以上300万円未満)	98,280円
第9段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が <b>320万円以上430万円未満</b> (変更前：300万円以上400万円未満)	111,384円
第10段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が <b>430万円以上</b> (変更前：400万円以上)	124,488円

※その他の変更や今年度の保険税(料)額は、7月中旬にお送りする決定通知書および同封するリーフレットをご覧ください。

### ●スマートフォン決済アプリで市税を納付できるようになりました！

詳細はこの市報の④ページ「保険料をコンビニやスマホアプリから納付できます」をご覧ください。

- 新型コロナウイルス関連** 新型コロナウイルスの影響により収入が一定割合減少した方は、申請により保険税(料)の一部または全額が免除されたり、徴収が猶予されたりする場合があります。

☎市民税務課 市税係【内線123、124】

## 介護保険負担限度額認定証の更新が必要です

介護保険施設を利用する場合の居住費(滞在費)と食費は、原則自己負担となります。ただし、認定要件を満たす方は、介護保険負担限度額認定証の交付により、これらの自己負担額を軽減することができます。

現在負担限度額認定を受けている方の有効期限は7月31日までとなっていますので、8月1日以降も引き続き認定を希望する方は申請してください。

なお、国の制度改正に伴い、認定要件、自己負担限度額等が変更となりますので、下記を十分ご確認ください。

### ■対象サービス／

- ・介護保険施設入所者(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院)
- ・ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)

### ■更新申請に必要な持ち物／

本人と配偶者の「すべての通帳(最新の記帳がされたもの)」「有価証券(株式・国債等)の資産がわかるもの」

### ■申請期限／7月26日(月)まで福祉課介護福祉係へ申請してください。

### ■対象者／

世帯全員(別世帯の配偶者含む)が令和3年度の市民税が非課税であり、かつ下記の認定要件を満たす方

【認定要件】※は令和3年8月1日からの変更点

利用者負担段階	所得要件	預貯金等の資産基準額(※2)
第1段階	生活保護受給者等	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下
第2段階	年金収入額等(※1)が80万円以下	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階①	年金収入額等(※1)が80万円超120万円以下	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階②	年金収入額等(※1)が120万円超	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下

※1) 令和2年中の公的年金等収入金額(非課税年金含む)+その他の合計所得金額

※2) 第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず「単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下」が基準

### ■制度改正に伴う変更点／

1. 利用者負担段階の第3段階が所得要件により①と②に細分化
2. 預貯金等の資産基準額の変更(利用者負担段階ごとに細分化)
3. 食費の1日当たりの自己負担上限額の変更

【食費の1日当たりの自己負担上限額】※は令和3年8月1日からの変更点

利用者負担段階	施設入所者		ショートステイ利用	
	R3.7月まで	R3.8月～	R3.7月まで	R3.8月～
第2段階	390円	390円	390円	600円
第3段階①	650円	650円	650円	1,000円
第3段階②	650円	1,360円	650円	1,300円

☎福祉課 介護福祉係【内線161】